

令和6年度宍粟市の人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の人数について

① 宍粟市職員数の推移

(単位：人)

	H17	H21	H25	R1	R2	R3	R4	R5	R6	H17 比較
全体職員数	862 (790)	765 (696)	663	670	671	677	672	675	660	▲202 (▲130人)
一般職員	537	457	424	412	411	417	410	410	401	▲136人
診療所職員	13	12	14	14	14	15	17	17	18	+5人
病院職員	240	227	225	244	246	245	245	248	241	+1人

※ 消防職員は平成25年4月1日より西はりま消防組合へ身分移管したことにより0人となっています。

なお、()内は消防職員を除く人数を記載しています。

※ 診療所職員は、訪問看護ステーションの職員を含んでいます。

② 県内の合併市・近隣市・類似団体との比較

(単位：人)

	職員数		人口 (人)	面積 (km ²)	職員1人当 たりの人口 (人)	職員1人当 たりの面積 (km ²)
	全職員	病院・診療 所・消防を除 く職員				
宍粟市	660	401	34,570	658.54	86	1.64
県内合併市平均	508	436	46,811	332.71	107	0.76
類似団体平均	553	324	40,001	177.30	124	0.55
近隣市平均	570	403	48,495	142.71	120	0.35

※類似団体とは、人口・産業構造が類似している団体です。(類似団体区分：I-2) *県下6団体
※近隣市とは、西播磨管内の市です。

宍粟市の令和6年1月1日現在の人口は34,570人、面積は658.54k m² (県内2番目の面積)です。
面積に対し人口が少ないため、職員1人あたりの人口は86人と他団体と大きく差があります。

(2) 職員の任免の状況(令和5年4月1日~令和6年3月31日)

① 職種別採用者数

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	3人	7人	10人
その他教育職	1人	0人	1人
看護師	1人	9人	10人
保健師	0人	1人	1人
外科副部長	1人	0人	1人
内科医員	3人	1人	4人
小児科医員	1人	0人	1人
理学療法士	1人	3人	3人
臨床検査技師	0人	3人	3人
臨床工学技士	2人	0人	2人
計	13人	24人	37人

② 昇格・昇任（一般行政職給料表適用者）

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変更することをいい、昇任とは、現在の職より上位の職に任命されることです。令和5年度中における各役職への昇格・昇任は次のとおりです。

【昇格者一覧】

級区分	男	女	計
6級	5人	1人	6人
5級	4人	1人	5人
4級	4人	4人	8人
3級	9人	4人	13人
2級	2人	3人	5人
計	24人	13人	37人

【昇任者一覧】

職種区分	男	女	計
部長級	3人	0人	3人
次長級	5人	1人	6人
課長級	6人	4人	10人
副課長級	4人	1人	5人
係長級	4人	4人	8人
主査級	9人	3人	12人
計	31人	13人	44人

※ 昇任者一覧には昇格者も含まれます。

③ 職種別退職者数

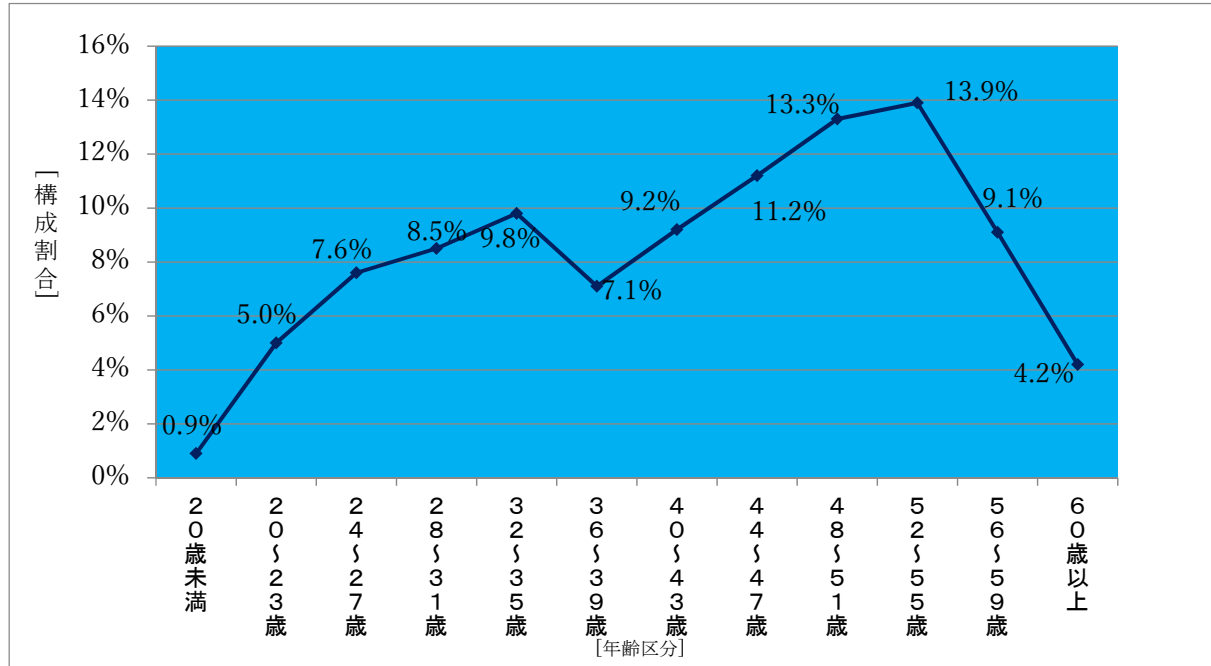
職種区分	定年	勸奨	自己都合 任期満了	計
一般行政職	4人	3人	9人	16人
内科医長	0人	0人	1人	1人
内科・外科医員	0人	0人	5人	5人
研修医	0人	0人	1人	1人
看護師	0人	0人	5人	5人
調理員	0人	0人	1人	1人
看護補助員	0人	0人	1人	1人
外科副部長	0人	0人	1人	1人
薬剤部長	0人	0人	1人	1人
産婦人科医員	0人	0人	1人	1人
計	4人	3人	26人	33人

※再任用職員の退職を除きます。

(3) 職員の年齢別構成の状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分	20 歳未満	20～23 歳	24～27 歳	28～31 歳	32～35 歳	36～39 歳	
職員数(人)	6	33	50	56	65	47	
区 分	40～43 歳	44～47 歳	48～51 歳	52～55 歳	56～59 歳	60 歳以上	計
職員数(人)	61	74	88	92	60	28	660

●年齢別職員構成比 (%)



(4) 定員管理上の数値の推移等

●平成 17 年 4 月 1 日からの定員管理上の推移

部 門	区 分	職 員 数								対 H17 増減数	
		H17	H21	H25	R1	R2	R3	R4	R5		R6
一般行政	議会・総務	105	102	90	93	95	101	102	105	104	△1
	福祉・衛生	136	117	102	102	101	103	99	95	87	△49
	その他	124	109	103	92	101	101	102	102	98	△26
	小 計	365	328	295	287	297	305	303	302	289	△76
特別行政	教育	120	83	88	85	85	80	75	76	79	△41
	消防	72	69	0	0	0	0	0	0	0	△72
	小 計	192	152	88	85	85	80	75	76	79	△113
公営企業等	病院	254	240	239	258	260	260	262	265	259	+5
	上下水道	35	27	23	23	15	15	15	15	15	△20
	その他	16	18	18	17	14	17	17	17	18	+2
	小 計	305	285	280	298	289	292	294	297	292	△13
合 計		862 (790)	765 (696)	663	670	671	677	672	675	660	△202 (△130)

※ 特別行政の消防は西はりま消防組合へ身分を移管したため 0 人となっています。
 なお、() 内は消防職員を除く人数を記載しています。

2 職員の給与の状況

(1) 給与改定等の内容

	一 般 職	特 別 職
平成 17 年度		・教育長の期末手当の 0.05 月分減
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額平均 4.8%減 ・ 55 歳以上昇給抑制 ・ 調整手当の廃止 ・ 特殊勤務手当の廃止 (21 手当→15 手当に削減) ・ 県内日当の廃止 ・ 退職時特別昇給の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額の減額 市 長：10%減額 (940,000 円→846,000 円) 副市長： 5%減額 (760,000 円→722,000 円) 収入役： 5%減額 (685,000 円→650,750 円) 教育長： 5%減額 (685,000 円→650,750 円)
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠外定期昇給の廃止 ・ 人事院勧告に伴う勤勉手当の 0.05 月増の平成 20 年度への見送り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職の給料減額の継続 (H18～) ・ 特別職の人事院勧告に伴う期末手当 (教育長は勤勉手当) の 0.05 月増の見送り
平成 20 年度		・特別職の給料減額の継続 (H18～)
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末勤勉手当 0.35 月減 ・ 30 歳以上職員給料平均 0.22%減 ・ 住居手当 (持ち家) 3,500 円 → 2,500 円 ・ 消防署の隔日勤務手当、火災出動手当、救急出動手当の金額減等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職の給料減額の継続 (H18～) ・ 期末手当 0.35 月減 (教育長は期末勤勉手当 0.35 月減)
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末勤勉手当 0.2 月減 ・ 40 歳以上職員給料平均 0.1%減 ・ 55 歳を超える管理職給料 1.5%減 ・ 市民局長・部長・次長級管理職手当約 1.6%減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額の改定 (平均 6%の減額) ・ 期末手当 0.2 月減 (教育長は期末勤勉手当 0.2 月減)
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料表の改定 (0.1～0.5%の減額) ・ 現給保障額減額改定 (H18 給料の 0.9959→0.991) ・ 住居手当 (持ち家) 2,500 円→1,600 円 	
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現給保障額の半減 ・ 55 歳を超える職員の昇給停止 	

	一 般 職	特 別 職
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現給保障額の廃止 ・ 住居手当（持ち家）の廃止 ・ 高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減 ・ 国の要請に伴う特例減額 期間：H25.7～H26.3 給料月額：1.26%～5.6%減 ※連動して超過勤務手当の単価減 管理職手当：5%減 期末勤勉手当：3%減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の要請に伴う特例減額（H25.7～H26.3） 給料月額の減額：10%減 ※市議会議員の報酬：5%減 期末手当の減額：3%減 （教育長は期末勤勉手当 3%減）
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ H26.4.1: 国の要請に伴う特例減額の終了 ・ 給与改定（H26.4.1 遡及） 給料表改定：若年層を重点に平均 0.3%増 期末勤勉手当：0.15 月増（再任用職員：0.05 月増） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の特例に伴う特例減額の終了 ・ 期末勤勉手当 市長、副市長、教育長：0.15 月増 市議会議員：0.20 月増
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27.4.1：給与制度総合的見直し 給料表水準を平均 2%引下げ ※H30.3.31 までの現給保障 ・ 給与改定（H27.4.1 遡及） 給料表改定：0.3%の増額 期末勤勉手当：0.10 月増（再任用職員：0.05 月増） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末勤勉手当 市長、副市長、教育長、市議会議員の支給率を 0.10 月増
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与改定（H28.4.1 遡及） 給料表改定：0.2%の増額 期末勤勉手当：0.10 月増（再任用職員：0.05 月増） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当 市長、副市長、教育長、市議会議員の支給率を 0.10 月増
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養手当改定（H29.4.1） 配偶者 10,000 円、子 8,000 円 父母等 6,500 円 ・ 給与改定（H29.4.1 遡及） 給料表改定：0.2%の増額 期末勤勉手当：0.10 月増（再任用職員：0.05 月増） 	

	一 般 職	特 別 職
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現給保障額の廃止 (H30.3.31) ・扶養手当改定 (H30.4.1) 配偶者 6,500 円、子 10,000 円 ・給与改定 (H30.4.1 遡及) 給料表改定：0.2%の増額 期末勤勉手当：0.05 月増 (再任用職員：0.05 月増) 	
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給与改定 (H31.4.1 遡及) ・給料表改定：0.1%の増額 ・期末勤勉手当：0.05 月増 	
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当：0.05 月減 ・住居手当改定 (R2.4.1) 手当上限 27,000 円→28,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 市長、副市長、教育長、市議会議員の支給率を 0.05 月減
令和 3 年度		<ul style="list-style-type: none"> ・期末手当 市長、副市長、教育長、市議会議員の支給率を 0.05 月減
令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給与改定 (R4.4.1 遡及) ・給料表改定：0.3%の増額 ・期末手当：R3.12 の差額分を減額措置 (R4.6) ・勤勉手当：0.1 月増 (再任用職員 0.05 月増) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額削減 市長、副市長、教育長：10%減 (R5.1～R7.4)
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給与改定 (R5.4.1 遡及) ・給料表改定：1.1%の増額 ・期末勤勉手当：0.1 月増 (再任用職員 0.05 月増) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額削減 (継続) 市長、副市長、教育長：10%減 (R5.1～R7.4)

※再任用職員は職務の特殊性などを考慮し、退職後引き続き一定期間雇用される職員です。

(2) 普通会計人件費の状況

	年度末の住民 基本台帳人口	歳出額	人件費	経常収支 比率	うち人件費 の割合
令和4年度	34,981人	24,202,916千円	4,139,275千円	93.9%	25.5%
令和5年度	34,292人	23,760,597千円	4,230,132千円	94.1%	26.0%
対前年度比	▲689人	▲442,319千円	+90,857千円	+0.2%	+0.5%

※ 人件費には投資的経費に係る人件費を除いています。

※ 経常収支比率は、財政の弾力性を示すものさしで、100%に近いほど弾力性に欠けている状態を表します。

(3) 職員の平均給与月額等の状況（令和6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	42.7歳	319,684円	389,881円	364,008円
昨年度	42.2歳	314,667円	386,758円	358,750円
増減	+0.5歳	+5,017円	+3,123円	+5,258円
兵庫県 (R5)	43.0歳	324,400円	420,481円	377,207円
国 (R5)	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体 (R5)	42.3歳	314,496円	377,026円	341,877円

※ 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在の職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 表中「国ベース」とは時間外勤務手当、特殊勤務手当、日直手当を除いたものです。

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	52.9歳	303,219円	362,594円	329,233円
その他技能労務職	45.9歳	280,600円	375,670円	314,286円
清掃職員	58.0歳	327,275円	379,689円	348,425円
調理員	56.6歳	302,071円	334,511円	319,886円
看護補助員	53.5歳	314,300円	371,674円	352,750円
兵庫県 (R5)	57.2歳	336,600円	402,619円	369,138円
国 (R5)	51.2歳	286,942円	—	329,178円
類似団体 (R5)	51.6歳	295,647円	325,093円	306,679円
民間事業者平均 (R5)	50.0歳	—	340,602円	293,235円

※ 「民間事業者平均」については人事院勧告資料をもとに算出しています。

③ 教育職（幼稚園教諭）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	43.8 歳	314,428 円	358,115 円	345,252 円
兵庫県 (R5)	41.3 歳	358,900 円	419,266 円	—
類似団体 (R5)	39.4 歳	288,943 円	326,881 円	—

(4) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		宍粟市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職 (労務職)	高校卒	169,000 円	167,900 円	—
教育職	大学卒	196,200 円	226,100 円	—
	短大卒	170,900 円	206,100 円	—

(5) 職員の年齢別給料・平均年収の状況（令和6年4月1日）

① 市長、副市長、教育長の給料・年収

(単位：円)

	市 長	副市長	教育長
年間収入	13,075,920	10,579,608	9,480,042
給料月額	792,000	640,800	574,200
賞与（年間）	3,571,920	2,890,008	2,589,642

※ 賞与は給料と給料の10%を加算した金額の4.20か月分です。

※ 令和5年1月から令和7年4月まで給料月額及び賞与の基礎額を10%減額しています。

※ 令和5年6月から令和6年12月までの賞与については、条例の定めにより、4.10か月分です。

② 市議会議員の報酬・年間収入

(単位：円)

	議 長	副議長	委員長	議 員
年間収入	7,396,480	6,108,700	5,877,560	5,712,460
報酬月額	448,000	370,000	356,000	346,000
賞与（年間）	2,020,480	1,668,700	1,605,560	1,560,460

※ 議長、副議長、委員長はその職を1年間継続した場合の見込額です。

※ 賞与は報酬に報酬の10%の役職加算をした金額の4.20か月分です。

※ 令和5年6月から令和6年12月までの賞与については、条例の定めにより、4.10か月分です。

※ 会派等の請求に基づき、議員1人当たり月額15,000円を上限に政務活動費が別途支給されます。

③ 管理職の年齢構成別平均給料・年間収入（令和5年度）

（単位：円）

	構成割合	平均給料	扶養手当	住居手当	管理職手当	賞与(年間)	平均年収
～49歳	2.44%	377,325	11,400	1,833	40,800	1,892,199	7,230,179
50～54歳	12.21%	388,508	14,988	2,026	44,525	1,944,097	7,560,424
55歳～	9.77%	397,852	8,571	1,475	54,511	1,989,632	7,758,847

※ 別途、病院職員等の職員に、対象職員1人当たり年間平均で119,846円の特殊勤務手当等を支給しました。

※ 賞与は給料に給料の10%の役職加算をした金額の4.50月分です。

※ 病院・診療所の医師及び年度途中での退職者・育児休業者等は除いています。

④ 管理職以外の職員の年齢構成別平均給料・年間収入（令和5年度）

（単位：円）

	構成割合	平均給料	扶養手当	住居手当	時間外手当	賞与(年間)	平均年収
～24歳	6.68%	200,875	0	3,057	13,372	793,597	3,712,549
25～29歳	10.42%	209,705	1,411	5,426	16,179	921,448	3,993,618
30～34歳	10.91%	236,736	5,074	7,976	27,031	1,110,905	4,679,425
35～39歳	9.93%	271,843	12,237	7,707	19,213	1,274,507	5,268,016
40～44歳	11.24%	298,748	12,391	3,162	35,381	1,405,856	5,834,712
45～49歳	13.03%	322,327	11,215	2,640	28,773	1,504,147	6,290,956
50～54歳	7.82%	342,881	6,456	2,777	24,025	1,595,586	6,499,635
55歳～	5.55%	350,902	3,904	735	24,485	1,632,619	6,872,191

※ 別途、技能労務、病院等の職員に、対象職員1人当たり年間平均で401,912円の特殊勤務手当を支給しました。

※ 賞与は給料の4.50か月分（主査級以上は給料に給料の5%の役職加算をした金額の4.50月分）です。

※ 病院・診療所の医師及び年度途中での退職者・育児休業者等は除いています。

(6) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

宍 粟 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額 1,431千円 (R5)	1人当たり平均支給額 1,715千円 (R4)	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5・10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算：10～25%

※ () 内は、再任用（職務の特殊性などを考慮し、退職後引き続き職員を一定期間雇用する制度）職員に係る支給割合です。

② 退職手当(令和6年4月1日現在)

宍 粟 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.70900月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.70900月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	3,314千円	21,945千円			
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置			定年前早期退職特例措置		
45歳以上かつ勤続20年以上2~45%加算			2~45%加算		
※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を3%加算			※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を3%加算		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当

◇ 宍粟市は地域手当を支給していません。

④ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		296,886千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算) ※医師含む		1,137,493円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		38.05%		
手当の種類(手当数)		26種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(5年度決算)	支給単価
感染症防疫業務従事職員手当	保健センター職員等	感染症患者等の救護等	0千円	1日当たり400円
危険又は困難業務従事職員手当	建設部等勤務職員	下水道マンホール等入孔・水道事業緊急出動	0千円	1日当たり600円
	土地対策課等勤務職員	山地における特に危険又は困難な業務	47千円	
	給食センター勤務職員	ボイラー作業及び維持管理業務	6千円	
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務	0千円	
	当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業	0千円	
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当	当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	0千円	1回当たり1,000円
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当	ごみ、し尿取扱業務従事職員	ごみ、し尿取扱業務	580千円	1日当たり600円
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当	宍粟市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	56千円	1月当たり2,000円
診療所医師特別手当	診療所医師	診療所診療業務	7,800千円	1月当たり650,000円
診療所医師往診手当	診療所医師	時間外の診療(往診)業務	92千円	診療点数に10円を乗じた額の1/2

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	支給単価
遺体処置手当		看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業に従事した看護師及び准看護師	74千円	1回当たり2,000円
緊急出勤手当		当該業務に従事した者	休日又は時間外に緊急の呼出しを受け、医療業務に従事した職員	45千円	1回当たり2,000円(深夜) 1回当たり1,500円
待機手当		看護師及び准看護師	休日又は時間外に緊急の呼出しに対応するための待機を命じられた看護師及び准看護師	906千円	1回当たり3,000円(年末年始) 1回当たり2,000円
遺体処置手当		看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業に従事した看護師及び准看護師	74千円	1回当たり2,000円
選挙手当		当該業務に従事した者	国会議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の事務等に従事した職員	5,246千円	投票所及び共通投票所並びに期日前投票所における事務に従事した場合1時間につき2,400円以内 開票所における事務に従事した場合1時間につき2,800円以内
総 合 病 院	放射線取扱手当	放射線技師	放射線の照射又は放射線が放射されている場所での作業	720千円	1月当たり7,500円
	細菌検査手当	検査技師	感染症菌の細菌検査、培養の業務	79千円	1日当たり150円
	医師職務手当	医師	医療業務に従事する医師	143,114千円	給料月額の105%以内
	医師特別技能手当	医師	医療業務に従事する医師	42,500千円	1月当たり年数に1万円を乗じて得た額。ただし上限を20万円とする。
	遺体処置手当	看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業	314千円	1回当たり1,000円
	遺体搬送業務手当	当該業務に従事した者	遺体の搬送業務に従事した運転手	0千円	1回当たり1,000円
	年末年始勤務加算 手当	医師ほか	医師 24時間勤務	471千円	1日当たり40,000円
			医師 日直勤務		1回当たり16,000円
			医師 宿直勤務		1回当たり20,000円
			医師以外 宿直勤務		1回当たり3,000円
			医師以外 日直勤務		1回当たり3,000円
	年末年始勤務手当	看護師、准看護師、看護補助員及び調理員	年末年始に勤務	1,566千円	1日当たり4,500円
	夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	勤務時間が深夜の全部を含む勤務	47,674千円	1回当たり11,900円
			深夜における勤務時間が4時間以上		1回当たり6,300円
2時間以上4時間未満			1回当たり5,600円		
緊急出勤手当	当該業務に従事した者	緊急呼出しを受け業務に従事した職員	857千円	深夜 1回当たり2,000円	
		深夜以外		1回当たり1,500円	
待機手当	医師	休日又は時間外に待機を命じられた医師	2,880千円	1当務当たり8,000円	
緊急診療従事手当	医師	休日又は時間外に緊急に1時間以上の医療業務に従事	6,097千円	深夜 1回当たり4,600円	
				深夜以外 1回当たり3,800円	
研究手当	医師	薬剤の効用等経過に関する研究等	0千円	治療費に基つた病院収入の範囲内で市長が定める額	
出張診療手当	医師	診療所等に出張診療を命じられた医師	5,955千円	1回当たり25,000円	
検診及び指導手当	医師及び技師の職にある者	各種検診、指導業務等に従事した医師及び技師		検診、指導業務等契約に基つた病院収入の範囲内で市長が定める額	

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	126,069千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	259千円
支給実績（4年度決算）	152,856千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	316千円

⑥ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者：6,500円 (2)子：10,000円 (3)父母等：6,500円 ※16～23歳未満の扶養親族は5,000円加算	同	—	65,915千円	237,104円 【支給者】 278人/675人
住居手当	16,000円以上の家賃を払っている場合：家賃に応じ28,000円を上限に支給	同	—	28,999千円	261,256円 【支給者】 111人/675人
通勤手当	●公共交通機関利用 55千円を限度に実費	同	—	100,944千円	163,076円 【支給者】 619人/675人
	●自家用車等利用	(宍粟市)	(国)		
	1km未満	なし	なし		
	1km～2km未満	2,300円	なし		
	2km～5km未満	3,400円～5,600円	2,000円		
	5km～10km未満	6,600円～10,600円	4,100円		
	10km～15km未満	11,500円～15,100円	6,500円		
	15km～20km未満	16,000円～19,600円	8,900円		
	20km～25km未満	20,400円～23,600円	11,300円		
	25km～30km未満	24,300円～27,100円	13,700円		
	30km～35km未満	27,700円～30,100円	16,100円		
	35km～40km未満	30,600円～32,600円	18,500円		
	40km～45km未満	33,000円～34,600円	20,900円		
	45km～50km未満	35,000円～36,600円	21,800円		
	50km～55km未満	37,000円～38,600円	22,700円		
55km～60km未満	39,000円～40,600円	23,600円			
60km以上	400円/km加算	24,500円			

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R5年度決算)
管理職手当	参事：69,000円 市民局長・部長級：67,000円 次長級：57,000円 課長級：52,000円 副課長級：40,000円 副所長、副園長級：30,000円	異	職務区分、支給額とも相違	101,271千円	599,239円 【支給者】 169人/675人

(7) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料・報酬	市長	880,000円	(参考) 類団における最高/最低額	
	副市長	712,000円	980,000円 / 382,500円	
	教育長	638,000円	794,000円 / 512,000円	
	議長	448,000円	—円 / —円 (データなし)	
	副議長	370,000円	600,000円 / 327,000円	
	議員	346,000円	540,000円 / 279,000円	
				500,000円 / 259,000円
期末手当	市長・副市長・教育長 議員	(R5年度支給割合)	4.20月分	
		(R5年度支給割合)	4.20月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×40.0/100	16,896,000円	任期ごと
	教育長	給料月額×在職月数×24.0/100	8,202,240円	任期ごと
		給料月額×在職月数×18.0/100	4,134,240円	任期ごと

※ 退職手当の「1期の手当額」は、現在の給料月額及び支給率に基づき1期(市長・副市長は4年=48月、教育長は3年=36月)務めた場合の見込額です。

※ 市長、副市長、教育長の令和5年1月から令和7年4月までの給料月額は10%減額です。

※ 市長、副市長、教育長、議員の令和5年6月から令和6年12月までの賞与は、4.10か月分です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時～13時
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

※ 宍粟総合病院・保育所の夜間勤務、早出勤務等を除く

(2) 休暇の種類

条例で定める休暇には、下記のとおり、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。(令和6年4月1日現在)

種類	内容	日数等	備考																
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 ※参考：年次休暇の平均取得状況 <table border="1"> <tr> <td>H17</td> <td>7.1日</td> <td>R2</td> <td>10.6日</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>7.7日</td> <td>R3</td> <td>11.7日</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>9.6日</td> <td>R4</td> <td>11.5日</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>10.2日</td> <td>R5</td> <td>13.3日</td> </tr> </table>	H17	7.1日	R2	10.6日	H21	7.7日	R3	11.7日	H25	9.6日	R4	11.5日	R1	10.2日	R5	13.3日	1暦年において 20日以内	有給
H17	7.1日	R2	10.6日																
H21	7.7日	R3	11.7日																
H25	9.6日	R4	11.5日																
R1	10.2日	R5	13.3日																
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があると認められた場合に取得できる休暇	90日以内	有給																
特別休暇	特別の事情により勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 ※詳細は次ページのとおり。	それぞれの休暇に応じた日数・時間	有給																
介護休暇	職員が配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	3回を超えず、かつ、通算して6か月以内	無給																
介護時間	職員が配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護をするため、一日の勤務時間のうちの一部を勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	一日につき2時間を超えない範囲内、かつ、3年以内の期間	無給																
組合休暇	職員団体の業務と認められるものに従事する場合の休暇	1暦年において30日以内	無給																

●特別休暇の種類

休 暇 名	内 容	取 得 日 数
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
官公署出頭等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭等する場合	必要と認められる期間
骨髄等提供休暇	骨髄、末梢血幹細胞の提供希望者としての登録申出、提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
社会貢献活動休暇	災害時に被災者を支援するなどのボランティアを行う場合等	5日以内
結婚休暇	結婚に伴う行事のための休暇	5日以内
産前産後休暇	出産前後の母体保護を目的とした休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合14週）・産後8週間
育児時間休暇	生後1年に達しない子の授乳等のための休暇	1日2回30分以内
出産補助休暇	妻の出産に伴う休暇	出産の日後2週間以内で2日以内
男性職員の育児参加休暇	小学校就学前までの子の養育のための休暇	5日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇	必要と認められる期間
妊娠中休暇	妊産婦である女子職員が保健指導又は健康審査を受ける場合	必要と認められる期間
忌引休暇	親族の死亡に伴う休暇	最大10日以内（親族による）
追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内
夏季休暇	盆の行事や健康維持のための休暇	5日以内
リフレッシュ休暇	勤続20年・30年の場合の心身活力増進自己研鑽を図るための休暇	連続する3日以内
子の看護休暇	中学校就学前までの子を看護するための休暇	5日以内（子が2人以上は10日以内）
短期介護休暇	日常生活を営むのに支障がある要介護者の世話のため認められる場合	5日以内（要介護者が2人以上は10日以内）
その他の特別休暇	地震、水害、火災等により住居が滅失・損壊した場合で、住居の復旧作業等をする場合等	必要と認められる期間

4 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等

①制度の概要

休業の種類	概要															
育児休業	養育する子が3歳に達する日まで取得が可能															
部分休業	正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて1日を通じて2時間の範囲内で取得可能															
育児短時間勤務	<p>地方公務員育児休業法により次の勤務形態から選択し勤務する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>週休日</th> <th>勤務日・時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土日</td> <td>月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土日</td> <td>月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土日・月～金のうち2日</td> <td>残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土日・月～金のうち2日</td> <td>残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)</td> </tr> </tbody> </table>		週休日	勤務日・時間	1	土日	月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)	2	土日	月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)	3	土日・月～金のうち2日	残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)	4	土日・月～金のうち2日	残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)
	週休日	勤務日・時間														
1	土日	月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)														
2	土日	月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)														
3	土日・月～金のうち2日	残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)														
4	土日・月～金のうち2日	残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)														

※ 育児休業をした期間は、給与は支給されません。また、部分休業や育児短時間勤務をした場合、勤務のない時間分は減額されます。

②育児休業・部分休業の取得者数(令和5年度)

区分		取得者数
育児休業	新たに育児休業をした者	12人
	前年度から引き続き取得している者	19人
部分休業・育児短時間勤務した者		12人

(2) その他の休業

休業の種類	概要	取得者数
自己啓発等休業	公務に関する能力の向上に目的とし、大学等課程の履修をする場合、2年(大学院等で修業年限が2年を超える場合は3年)を限度に取得が可能	1人
配偶者同行休業	外国での勤務等により、外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と生活を共にする場合、3年を限度に取得が可能	0人

※ 自己啓発等休業及び配偶者同行休業をした期間は、給与は支給されません。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分（令和5年度）

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合等、公務能率維持を目的として行う処分のことをいい、令和5年度中の延べ処分者数は以下のとおりです。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0人	0人			0人
心身の故障の場合	0人	0人	42(19)人		42(19)人
職に必要な適性を欠く場合	0人	0人			0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職及び過員を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人		0人

※（ ）は実人数です。

(2) 懲戒処分（令和5年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合等、公務における規律と秩序の維持を目的として行う処分のことをいいます。令和5年度中の延べ処分者数は以下のとおりです。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1人	0人	0人	0人	1人

6 職員のサービスの状況

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

- ・職務命令等に従う義務
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業等の従事制限
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為等の禁止

宍粟市では、地方公務員法に基づき、上記のサービス事項を遵守しています。

ただし、例外的に、「営利企業等の従事制限」については、「宍粟市職員の営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則」により、その趣旨に反しない限り認められることがあります。

また、「職務に専念する義務」については、「宍粟市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例・施行規則」により、免除されることがあります。例として次のようなものがあります。

- ①消防団員又は水防団員としての業務に従事する場合
- ②定期健康診断又は市長が認める健康診断を受ける場合
- ③公務上又は職務に関連のある研修会、講演会、公聴会等の講師となる場合

7 職員の研修及び人事評価の状況

宍粟市では、職員の資質向上・人材育成のため、職員研修を行っています。これにより職員の意識改革、能力向上を図っています。

(1) 職員研修の主な実施状況（令和5年度）

分 類		受講者等	内容・目的等
派遣研修	兵庫県自治研修所研修	14 コース 38 人	行政管理経営能力、職務遂行能力等の習得を図る。 (管理職研修等の階層別研修、民法・行政法研修など)
	播磨自治研修協議会研修	23 コース 41 人	行政管理経営能力、職務遂行能力等の習得を図る。 (新任職員研修、タイムマネジメント、クレーム対応力強化、プレゼンテーション能力向上、政策形成研修など)
	全国市町村国際文化研修所研修	10 コース 10 人	高度な知識を持つ専門家からの指導、先進地事例発表等や他自治体との情報交換等により最新の動向把握、専門知識の向上を図る。(法令実務、各種課税事務、空き家対策など)
	兵庫県市町村振興協会パソコン研修	1 コース 16 人	パソコンについて専門知識を習得し、業務効率化を図る。
	兵庫県市町職員職場研修	3 人	兵庫県庁(市町振興課)、龍野土木事務所(宍粟事業所)に職員を派遣し、幅広い知識・経験の習得を図る。
市単独 (市内) 研修	人権研修	全職員	講演等を実施し、性の多様性、育児・介護について、行政として取り組むべきことを学ぶ
	管理監督職マネジメント研修	係長級職員	自発的に考え行動できる『自立』した人材を育成するために、様々なスキルとスタンスを身につけるための「自立型コーチング」学ぶ。
	BPR(業務改善)研修 「自治体 DX の実践研修」	情報セキュリティ推進委員	DX を活用した業務改善の手法を学び、職場内で BPR (ビジネスプロセス・リエンジニアリング) を実践できる職員の育成を図り業務改善を進める。
	新聞記者にマナブ 「伝わりやすさのコツ」	広報情報委員	情報発信の重要性が高まる中、神戸新聞社宍粟市局長を講師に招き、市の情報発信のタイミングや手法等のスキルアップを図る。
	メンタルヘルス研修	59 人	職員一人ひとりがメンタルヘルス対策の重要性を認識し、メンタルヘルスに対する正しい理解とストレスのコントロール手法を学び、また、同僚や所属職員の心身不調の早期発見と問題の把握及び対応方法について学ぶ。
	ゲートキーパー研修	入庁後 2~4 年 目職員	自殺の予兆を察知し必要な支援へとつなげ、自殺を未然に予防するため、声のかけ方や話の聴き方など行政職員として必要なスキルを習得する。
	女性管理職研修	15 人	女性管理職を対象にした各種研修内容の共有を図るとともに、女性管理職のネットワークづくりを進める。
新任職員研修・ビジネスマナー研修ほか	12 人	公務員としての自覚をもたせるとともに、職員としての基礎知識を習得する。(ビジネスマナー、文書事務、情報セキュリティ、プレゼンテーションなど)	

※ 受講者数等には会計年度任用職員を含みます。

(2) 人事評価の実施

地方公務員法の改正を受け、平成28年4月1日から新たな人事評価制度を導入し実施しています。

法改正により、定期的な人事評価の実施と評価結果に応じた措置（任用・給与・分限その他の人事管理の基礎として活用）が義務付けられることになりました。

人事評価は、職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、より高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・業績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、仕事の効率を向上させ最終的には住民サービスの向上につなげることを目的としています。

<評価の仕組み> 能力評価及び業績評価の二本立てで実施

評価項目	評価期間	評価内容
能力評価 【年2回】	4月1日から9月30日まで	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握したうえで行う勤務成績の評価
	10月1日から3月31日まで	
業績評価 【年2回】	4月1日から9月30日まで	職員がその職務を遂行するに当たり掲げた目標に対し、その達成度を評価する目標管理に基づく評価
	10月1日から3月31日まで	

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況

労働安全衛生法第66条の規定（すべての事業所に対する規定）に基づき、職員の健康診断等を毎年度定期的に行っています。

宍粟市が独自で行う福利厚生事業は、健康診断（法律義務）及び予防接種（病院職員のみ）等であり、健康診断については（公財）兵庫県健康財団に委託しています。

●宍粟市独自福利厚生事業の負担額の状況

	令和5年度
負担金	12,943千円

(2) 公務災害の状況

宍粟市は、地方公務員災害補償法に基づく、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。公務災害補償制度は、職員が公務上・通勤上の災害を被った場合に、その身体的損害に対し補償するものです。

●公務災害・通勤災害の状況（病院除く）

項目	令和5年度
公務災害認定件数	2件
通勤災害認定件数	0件

●地方公務員災害補償基金への負担金

	令和5年度
負担金	6,869千円

(3) 共済・厚生制度の状況

職員の共済・厚生制度として、宍粟市は兵庫県市町村職員共済組合等に加入しています。兵庫県市町村職員共済組合では、主として短期給付事業（出産・結婚・休業等による給付）、長期給付事業（年金等）、福祉事業（貯金・貸付等）を行っています。詳細は兵庫県市町村職員共済組合のホームページ（<http://www.h-kyosai.or.jp/index.php>）又は公立学校共済組合兵庫支部のホームページ（<http://www.kouritu.go.jp/hyogo/>）をご覧ください。

また、宍粟市は職員の福利増進等のため、兵庫県市町職員互助会・兵庫県学校厚生会に加入しています。兵庫県市町職員互助会等は、共済・掛金・福利事業（各種見舞金、各種祝金、弔慰金等給付）等を行っています。

●兵庫県市町職員互助会等への公費負担状況等

	公費負担額	会員掛金総額	会員数	会員1人当たり 公費補助金額	公費負担率
令和5年度	5,029千円	10,472千円	708人	7,103円	32.44%

(4) 利益の保護の状況

職員は、給与その他の勤務条件について、宍粟市が適当な措置を執る要求、また、その意に反して不利益処分を受けたときの不服申立てを、宍粟市公平委員会に対してすることができることとなっています（地方公務員法）。

なお、令和5年度については、措置要求及び不服申立てはありませんでした。

9 職員の競争試験及び選考の状況

宍粟市職員の採用は、競争試験により行っています。令和5年度の職員採用候補者試験の結果等は次のとおりです。（宍粟総合病院の専門職採用を除く。）

職種区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者	倍率
一般行政（一般・高校新卒）	36人	30人	16人	6人	5.0倍
一般行政（社会人枠）	10人	9人	5人	3人	3.0倍
看護師	1人	1人	1人	1人	1.0倍
保健師	1人	0人	—	—	—
学芸員	4人	0人	—	—	—

試験日程（一般行政職）

- 1次試験：9月17日（日）実施 教養試験・作文試験・事務適性検査・性格診断検査
- 2次試験：10月16日（月）実施 集団面接
- 3次試験：10月28日（土）実施 個人面接